

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年12月27日(2007.12.27)

【公表番号】特表2003-512426(P2003-512426A)

【公表日】平成15年4月2日(2003.4.2)

【出願番号】特願2001-532759(P2001-532759)

【国際特許分類】

A 61 K 31/165 (2006.01)

A 61 K 31/198 (2006.01)

A 61 P 25/18 (2006.01)

【F I】

A 61 K 31/165

A 61 K 31/198

A 61 P 25/18

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月26日(2007.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

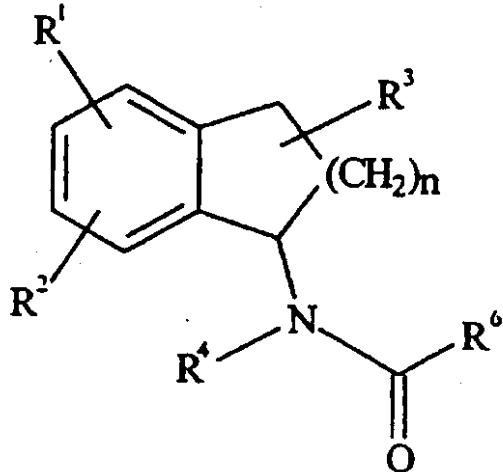
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の双極性気分障害における躁病を治療するための薬剤の製造における、治療的に有効な量の下記の構造を有する化合物、そのラセミ混合物、エナンチオマー、またはその塩の使用：

【化1】



ここで、nは0または1であり；

R¹およびR²の夫々は水素、C₁～C₄アルキル、またはハロゲンであり；

R³は水素、C₁～C₄アルキル、ヒドロキシ、またはC₁～C₄アルコキシであり；

R⁴は水素、またはC₁～C₄アルキルであり；

R⁶は水素、置換もしくは非置換のC₁～C₁₂アルキル、C₆～C₁₂アリール、C₇～C₁₂アラルキル、またはA-N-R⁹R¹⁰であり（但しR¹、R²、R³およびR⁴が水素原子であるとき、R⁶はメチルではない）；

ここで、Aは置換もしくは非置換のC₁～C₁₂アルキル、置換もしくは非置換

の C₆ ~ C₁₂アリール、または置換もしくは非置換の C₇ ~ C₁₂アラルキルであり、R⁹およびR¹⁰の夫々は独立に水素、C₁ ~ C₁₂アルキル、C₆ ~ C₁₂アリール、C₇ ~ C₁₂アラルキル、COOtBu、またはインダニルである。

【請求項 2】

患者の双極性気分障害における躁病を治療するための、(rac)-N-(2-アミノアセチル)-1-アミノインダンHCl、(R)-N-アセチルアミノインダン、(R)-N-アセチルアミノインダンの塩、および(S)-N-ホルミルアミノインダンからなる群より選択される化合物の使用。

【請求項 3】

請求項 1 または 2 に記載の使用であって、前記患者はヒトである使用。

【請求項 4】

請求項 1 または 2 に記載の使用であって、前記化合物は、塩酸塩、メタンスルホン酸塩、エチルスルホン酸塩、および硫酸塩からなる群から選択される使用。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の使用であって、前記塩は塩酸塩である使用。

【請求項 6】

請求項 1 または 2 に記載の使用であって、前記化合物は、経口投与、腹腔内投与、非経腸的投与、局所投与、経皮投与、直腸投与、鼻腔内投与、またはバッカル投与により投与される使用。

【請求項 7】

請求項 1 または 2 に記載の使用であって、前記治療的有効量は30 mg/kg ~ 150 mg/kgである使用。

【請求項 8】

請求項 7 に記載の使用であって、前記治療的有効量は30 mg/kg ~ 100 mg/kgである使用。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の使用であって、前記治療的有効量は30 mg/kg ~ 75 mg/kgである使用。

【請求項 10】

請求項 2 に記載の使用であって、前記化合物は、(rac)-N-(2-アミノアセチル)-1-アミノインダンHClであるか；または

前記化合物は、(S)-N-ホルミルアミノインダンもしくは(S)-N-ホルミルアミノインダンの塩であるか；または

前記化合物は、(R)-N-アセチルアミノインダンもしくは(R)-N-アセチルアミノインダンの塩である使用。

【請求項 11】

請求項 10 に記載の使用であって、前記化合物は、塩酸塩、メタンスルホン酸塩、エチルスルホン酸塩、および硫酸塩からなる群から選択される塩である使用。

【請求項 12】

請求項 11 に記載の使用であって、前記塩は塩酸塩である使用。